

執行機関

XI 執行機関

92. 職員

(1) 職種別職員数（その1）

区 分 区 名	総 数	事 務 系		
		事 務	児 童 厚 生	事 務 系
総 数	79,374 (43,456) <100.0>	30,357 (10,844)	2,010 (1,648)	33,040 (12,747) <41.6>
千 代 田 中 央 港	1,374 (524) <100.0>	662 (201)	12 (9)	688 (215) <50.1>
	1,626 (744) <100.0>	730 (245)	— (—)	735 (246) <45.2>
	2,542 (1,217) <100.0>	1,079 (349)	39 (26)	1,126 (377) <44.3>
新 宿 文 京 台 東	3,195 (1,658) <100.0>	1,336 (468)	18 (17)	1,440 (523) <45.1>
	2,194 (1,133) <100.0>	927 (331)	54 (42)	1,012 (386) <46.1>
	1,838 (828) <100.0>	938 (271)	20 (18)	968 (291) <52.7>
墨 田 江 東 品 川	2,544 (1,294) <100.0>	1,023 (326)	31 (17)	1,067 (349) <41.9>
	3,494 (2,003) <100.0>	1,220 (437)	93 (74)	1,332 (522) <38.1>
	3,644 (2,066) <100.0>	1,276 (447)	158 (106)	1,480 (567) <40.6>
目 黒 大 田 世 田 谷	2,762 (1,481) <100.0>	1,184 (437)	75 (54)	1,275 (496) <46.2>
	6,344 (3,526) <100.0>	2,285 (818)	209 (200)	2,537 (1,030) <40.0>
	5,858 (3,162) <100.0>	2,366 (898)	126 (87)	2,531 (995) <43.2>
渋 谷 中 野 杉 並	2,769 (1,438) <100.0>	1,131 (437)	1 (1)	1,164 (449) <42.0>
	3,336 (2,022) <100.0>	1,260 (481)	125 (114)	1,413 (606) <42.4>
	4,444 (2,543) <100.0>	1,735 (694)	220 (183)	1,995 (894) <44.9>
豊 島 北 荒 川	2,913 (1,715) <100.0>	1,113 (410)	84 (71)	1,236 (498) <42.4>
	3,438 (1,986) <100.0>	1,248 (453)	98 (94)	1,376 (555) <40.0>
	2,132 (1,033) <100.0>	934 (305)	38 (33)	993 (346) <46.6>
板 橋 練 馬 足 立	4,397 (2,605) <100.0>	1,644 (630)	159 (128)	1,832 (772) <41.7>
	5,088 (2,872) <100.0>	1,716 (545)	189 (121)	1,943 (684) <38.2>
	5,185 (2,913) <100.0>	1,745 (619)	63 (63)	1,843 (697) <35.5>
葛 飾 江 戸 川	4,023 (2,167) <100.0>	1,340 (488)	84 (77)	1,449 (576) <36.1>
	4,234 (2,526) <100.0>	1,465 (554)	114 (113)	1,605 (673) <37.9>

資料：特別区人事委員会「昭和62年4月1日現在 特別区職員の構成」

注：1. 一般職に属する職員である。ただし、「準職員及び臨時職員」、「休職者、結核休養者及び育児休業中の職員」、「組合専従者」、「区から給与が支給されていない他団体等への派遣職員」、「都職員、幼稚園教諭」は含まれていない。

執行機関

(昭和62.4.1現在)

一 般 技 術 系						
土 木	建 築	機 械	電 気	保 母		
1,698	1,407 (43)	251	464 (1)	13,717 (13,660)	18,906 (14,014) <23.8>	総
42	38 (2)	4	15	102 (102)	236 (107) <17.2>	千
52	41	13	13	211 (211)	374 (216) <23.0>	中
59	52	6	17	324 (322)	512 (330) <20.1>	港
59	57	8	13	517 (517)	732 (536) <22.9>	新
39	46 (1)	10	14	322 (322)	478 (336) <21.8>	文
33	40 (1)	3	14	181 (181)	317 (188) <17.2>	台
69	52 (4)	6	21	463 (453)	656 (470) <25.8>	墨
67	50 (1)	6	22	631 (631)	815 (637) <23.3>	江
77	60 (2)	10	25	683 (670)	911 (679) <25.0>	品
54	60 (2)	8	19	454 (454)	660 (475) <23.9>	目
130	96 (4)	24	30	1,232 (1,232)	1,622 (1,256) <25.6>	大
144	117 (8)	15	37	936 (927)	1,362 (977) <23.2>	世
49	53 (2)	8	20 (1)	433 (433)	606 (442) <21.9>	渋
50	56	8	22	694 (694)	882 (707) <26.4>	中
89	79 (4)	13	23	752 (744)	1,044 (768) <23.5>	杉
49	51 (3)	12	17	619 (619)	795 (634) <27.3>	豊
62	59 (3)	13	17	639 (639)	846 (657) <24.6>	北
50	49	9	11	286 (286)	449 (302) <21.1>	荒
78	79 (1)	14	22	777 (777)	1,036 (789) <23.5>	板
106	79 (3)	15	17	998 (990)	1,276 (1,003) <25.1>	練
134	83 (1)	22	30	989 (983)	1,328 (993) <25.6>	足
111	55 (1)	13	21	731 (730)	990 (754) <24.6>	葛
95	55	11	24	743 (743)	979 (758) <23.1>	江

2. ()内は、女子の職員数で内数である。

3. < >内は、構成比である。

執行機関

(1) 職種別職員数（その2）

（昭和62.4.1現在）

区 分 区 名			
	医 師	医 療 技 術 系	技 能 労 務 系
総 数	136 (83)	2,495 (2,204) <3.2>	24,933 (14,491) <31.4>
千 代 田	4 (3)	46 (36) <3.3>	404 (166) <29.4>
中 央	4 (1)	55 (45) <3.4>	462 (237) <28.4>
港	7 (5)	89 (73) <3.5>	815 (437) <32.1>
新 宿	7 (5)	116 (102) <3.6>	907 (497) <28.4>
文 京	4 (3)	71 (63) <3.2>	633 (348) <28.9>
台 東	3 (1)	54 (45) <2.9>	499 (304) <27.2>
墨 田	4 (2)	60 (50) <2.4>	761 (425) <29.9>
江 東	4 (—)	73 (58) <2.1>	1,274 (786) <36.5>
品 川	5 (4)	132 (122) <3.6>	1,121 (698) <30.8>
目 黒	5 (4)	89 (82) <3.2>	738 (428) <26.7>
大 田	7 (4)	189 (172) <3.0>	1,996 (1,068) <31.4>
世 田 谷	9 (6)	163 (151) <2.8>	1,802 (1,039) <30.8>
渋 谷	4 (3)	97 (84) <3.5>	902 (463) <32.6>
中 野	6 (4)	125 (109) <3.7>	916 (600) <27.5>
杉 並	12 (8)	145 (123) <3.3>	1,260 (758) <28.3>
豊 島	4 (2)	104 (95) <3.6>	778 (488) <26.7>
北	6 (2)	97 (81) <2.9>	1,119 (693) <32.5>
荒 川	4 (3)	58 (49) <2.7>	632 (336) <29.6>
板 橋	7 (4)	144 (132) <3.3>	1,385 (912) <31.5>
練 馬	8 (6)	176 (163) <3.4>	1,693 (1,022) <33.3>
足 立	7 (6)	143 (130) <2.8>	1,871 (1,093) <36.1>
葛 飾	8 (3)	122 (104) <3.0>	1,462 (733) <36.3>
江 戸 川	7 (4)	147 (135) <3.5>	1,503 (960) <35.5>

資料：特別区人事委員会「昭和62年4月1日現在 特別区職員の構成」

注：1. P 258 の注を参照

2. ()内は、女子の職員数で内数である。

3. < >内は、構成比である。

(2) 職層別職員数(その1)

(昭和62.4.1現在)

区 分 区 名	総 数 構成比		管 理 職							
			計		部長級		統 括 課 長		課長級	
				構成比		構成比		構成比		構成比
総 数	79,374	100.0	1,840	2.4	460	0.6	217	0.3	1,163	1.5
千 代 田 中 央 港	1,374	100.0	70	5.1	18	1.3	14	1.0	38	2.8
	1,626	100.0	60	3.6	17	1.0	7	0.4	36	2.2
	2,542	100.0	74	3.0	17	0.7	7	0.3	50	2.0
新 宿 文 京 台 東	3,195	100.0	92	2.9	21	0.7	9	0.3	62	1.9
	2,194	100.0	66	3.0	14	0.6	8	0.4	44	2.0
	1,838	100.0	62	3.4	16	0.9	16	0.9	30	1.6
墨 田 江 東 品 川	2,544	100.0	64	2.5	17	0.7	—	—	47	1.8
	3,494	100.0	66	1.9	17	0.5	11	0.3	38	1.1
	3,644	100.0	69	1.9	19	0.5	11	0.3	39	1.1
目 黒 大 田 世 谷	2,762	100.0	74	2.7	22	0.8	5	0.2	47	1.7
	6,344	100.0	123	1.9	33	0.5	14	0.2	76	1.2
	5,858	100.0	136	2.3	32	0.5	11	0.2	93	1.6
渋 谷 中 野 杉 並	2,769	100.0	69	2.5	11	0.4	11	0.4	47	1.7
	3,336	100.0	76	2.3	17	0.5	10	0.3	49	1.5
	4,444	100.0	101	2.3	27	0.6	8	0.2	66	1.5
豊 島 北 荒 川	2,913	100.0	69	2.4	16	0.6	12	0.4	41	1.4
	3,438	100.0	77	2.2	17	0.5	12	0.4	45	1.3
	2,132	100.0	65	3.0	13	0.6	11	0.5	41	1.9
板 橋 練 馬 足 立	4,397	100.0	82	1.9	21	0.5	10	0.2	51	1.2
	5,088	100.0	81	1.5	27	0.5	2	0.0	52	1.0
	5,185	100.0	101	1.9	23	0.4	9	0.2	69	1.3
葛 飾 江 戸 川	4,023	100.0	94	2.3	29	0.7	9	0.2	56	1.4
	4,234	100.0	72	1.7	16	0.4	10	0.2	46	1.1

資料：特別区人事委員会「昭和62年4月1日現在 特別区職員の構成」

注：一般職に属する職員である。ただし、「準職員及び臨時職員」、「休職者、結核休養者及び育児休業中の職員」、「組合専従者」、「区から給与が支給されていない他団体等への派遣職員」、「都職員、幼稚園教諭」は含まれていない。

執行機関

(2) 職層別職員数（その2）

区分 区名	主 事							
	計	構成比	総括係長	構成比	係 長	構成比	主 査	構成比
総 数	77,534	97.6	2,159	2.7	5,921	7.4	3,382	4.3
千代田 中央 港	1,304	94.9	56	4.1	170	12.4	37	2.7
	1,566	96.4	42	2.6	139	8.6	74	4.6
	2,468	97.0	61	2.4	231	9.1	72	2.8
新宿 文京 台東	3,103	97.1	96	3.0	320	10.0	77	2.4
	2,128	97.0	40	1.8	212	9.7	101	4.6
	1,776	96.6	92	5.0	172	9.4	48	2.6
墨田 江東 品川	2,480	97.5	86	3.4	157	6.2	122	4.8
	3,428	98.1	104	3.0	204	5.8	204	5.8
	3,575	98.1	144	3.9	176	4.8	313	8.6
目黒 大田 世田谷	2,688	97.3	71	2.6	249	9.0	97	3.5
	6,221	98.1	153	2.4	333	5.3	332	5.2
	5,722	97.7	135	2.3	467	8.0	262	4.5
渋谷 中野 杉並	2,700	97.5	105	3.8	147	5.3	193	7.0
	3,260	97.7	111	3.3	310	9.3	106	3.2
	4,343	97.7	111	2.5	327	7.4	189	4.2
豊島 北 荒川	2,844	97.6	110	3.8	201	6.9	225	7.7
	3,364	97.8	96	2.8	278	8.1	141	4.1
	2,067	97.0	55	2.6	204	9.6	73	3.4
板橋 練馬 足立	4,315	98.1	81	1.8	319	7.2	198	4.6
	5,007	98.5	110	2.2	418	8.2	116	2.3
	5,084	98.1	105	2.0	375	7.2	185	3.6
葛飾 江戸川	3,929	97.7	116	2.9	273	6.8	117	2.9
	4,162	98.3	79	1.9	239	5.6	100	2.4

注：一般職に属する職員である。ただし「準職員及び臨時職員」、「休職者、結核休養者及び育児休養中の職員」、「組合専従者」、「区から給与が支給されていない他団体等への派遣職員」、「都職員、幼稚園教諭」は含まれていない。

執行機関

(昭和62.4.1現在)

主任主事		主		事		その他		
		構成比	行(→)5等級 相当	構成比	行(→)6等級 相当	構成比	構成比	
3,038	3.8	32,639	41.1	5,462	6.9	24,933	31.4	総
40	2.9	522	38.0	75	5.4	404	29.4	千中港
51	3.1	671	41.3	127	7.8	462	28.4	
85	3.3	1,011	39.8	193	7.6	815	32.0	
151	4.7	1,296	40.6	256	8.0	907	28.4	新文台
94	4.3	903	41.2	145	6.6	633	28.8	
135	7.3	736	40.0	94	5.1	499	27.2	
129	5.1	1,011	39.7	214	8.4	761	29.9	墨江品
130	3.7	1,343	38.5	169	4.8	1,274	36.5	
123	3.4	1,515	41.6	183	5.0	1,121	30.8	
50	1.8	1,242	45.0	241	8.7	738	26.7	目大世
167	2.6	2,623	41.4	617	9.7	1,996	31.5	
148	2.5	2,369	40.4	539	9.2	1,802	30.8	
73	2.6	1,140	41.2	140	5.0	902	32.6	波中杉
116	3.5	1,446	43.3	255	7.6	916	27.5	
172	3.9	1,977	44.5	307	6.9	1,260	28.3	
99	3.4	1,192	40.9	239	8.2	778	26.7	豊北荒
201	5.8	1,350	39.3	179	5.2	1,119	32.5	
124	5.8	932	43.7	47	2.2	632	29.7	
223	5.1	1,826	41.5	283	6.4	1,385	31.5	板練足
179	3.5	2,043	40.2	448	8.8	1,693	33.3	
242	4.7	2,096	40.4	210	4.1	1,871	36.1	
170	4.2	1,619	40.3	172	4.3	1,462	36.3	葛江
136	3.2	1,776	41.9	329	7.8	1,503	35.5	

執行機関

(3) 職員数の推移

(各年4.1現在)

区 分 区 名	昭 和 57 年	昭 和 58 年	昭 和 59 年	昭 和 60 年	昭 和 61 年	昭 和 6 2 年		
						数	対 前 年 比	職 当 人 員 1 人 たり の 口
総 数	82,703	83,047	82,945	82,460	82,128	81,691	△ 437	101.0
千 代 田	1,484	1,484	1,484	1,484	1,484	1,484	—	36.5
中 央	1,801	1,801	1,801	1,801	1,801	1,801	—	47.4
港	2,705	2,705	2,705	2,650	2,650	2,650	—	71.2
新 宿	3,392	3,422	3,422	3,422	3,422	3,375	△ 47	94.6
文 京	2,404	2,415	2,415	2,369	2,351	2,282	△ 69	83.2
台 東	2,348	2,348	2,348	2,266	2,266	2,266	—	76.9
墨 田	2,584	2,610	2,600	2,580	2,555	2,535	△ 20	90.3
江 東	3,839	3,839	3,839	3,839	3,839	3,839	—	101.1
品 川	3,853	3,845	3,781	3,764	3,739	3,701	△ 38	94.9
目 黒	2,709	2,728	2,787	2,787	2,787	2,787	—	93.7
大 田	6,169	6,278	6,358	6,336	6,322	6,350	28	104.3
世 田 谷	5,892	5,943	5,982	5,982	5,952	5,942	△ 10	133.7
渋 谷	2,792	2,795	2,795	2,795	2,795	2,795	—	82.4
中 野	3,323	3,335	3,371	3,345	3,345	3,345	—	96.9
杉 並	4,679	4,679	4,679	4,679	4,679	4,541	△ 138	115.7
豊 島	2,983	2,983	2,983	2,983	2,983	2,983	—	88.9
北	3,682	3,682	3,682	3,682	3,552	3,552	—	102.2
荒 川	2,446	2,446	2,337	2,263	2,222	2,192	△ 30	83.1
板 橋	4,406	4,457	4,496	4,452	4,450	4,450	—	112.5
練 馬	4,710	4,815	4,919	4,974	5,089	5,141	52	115.6
足 立	5,853	5,748	5,552	5,507	5,385	5,270	△ 115	118.2
葛 飾	4,329	4,329	4,249	4,140	4,100	4,050	△ 50	102.8
江 戸 川	4,320	4,360	4,360	4,360	4,360	4,360	—	121.5

資料：特別区人事・厚生事務組合人事企画部資料による。

注：1. 各区の定数条例による数値である。

2. 「職員1人当たりの人口」の算出となる人口は、62年1月1日現在の住民基本台帳人口を用いた。

93. 行政機関と附属機関

(1) 行政委員会及び委員数

(昭和62.4.1現在)

区 分 区 名	教 育 委 員 会	選挙管理委員会	監 査 委 員	農 業 委 員 会
総 数	112	92	84 (38) [46]	149
千 代 田	5	4	3 (1) [2]	—
中 央	5	4	3 (1) [2]	—
港	5	4	3 (1) [2]	—
新 宿	5	4	4 (2) [2]	—
文 京	5	4	3 (1) [2]	—
台 東	5	4	3 (1) [2]	—
墨 田	5	4	3 (1) [2]	—
江 東	5	4	4 (2) [2]	—
品 川	4	4	4 (2) [2]	—
目 黒	5	4	4 (2) [2]	—
大 田	5	4	4 (2) [2]	19
世 田 谷	5	4	4 (2) [2]	22
渋谷	5	4	3 (1) [2]	—
中 野	5	4	4 (2) [2]	—
杉 並	5	4	4 (2) [2]	15
豊 島	5	4	4 (2) [2]	—
北	5	4	4 (2) [2]	—
荒 川	5	4	3 (1) [2]	—
板 橋	5	4	4 (2) [2]	17
練 馬	4	4	4 (2) [2]	20
足 立	4	4	4 (2) [2]	16
葛 飾	5	4	4 (2) [2]	19
江 戸 川	5	4	4 (2) [2]	21

資料：各区資料による。

注：1. 委員数は現員数である。

2. ()内は議員選出数で、[]内は知識経験者選出数でそれぞれ内数である。

執行機関

(2) 附属機関及び委員数（その１）

区 分 区 名	防 災 会 議	民 生 委 員 会	推 せ ん 会	公 害 健 康 被 害	認 定 審 査 会	保 健 所 運 営	協 議 会	結 核 診 査 会	国 民 健 康 保 険	運 営 協 議 会	建 築 審 査 会
総 数	1,037	320			270		942	211		513	121
千 代 田	40	14			14		30	5		30	6
中 央	41	14			15		27	5		26	5
港	50	14			15		85	15		27	5
新 宿	45	14			15		25	5		30	5
文 京	34	14			13		30	8		10	5
台 東	49	14			15		54	10		30	5
墨 田	40	14			15		5	10		24	5
江 東	53	14			15		60	9		26	5
品 川	60	14			15		30	5		24	7
目 黒	33	14			15		29	5		20	5
大 田	44	14			11		111	20		22	5
世 田 谷	62	14			—		120	21		18	5
澁 谷	32	14			15		30	5		21	6
中 野	39	13			—		29	10		20	5
杉 並	28	14			—		30	5		20	5
豊 島	48	14			15		30	5		20	5
北	55	14			13		30	15		21	5
荒 川	34	14			13		20	4		20	6
板 橋	43	14			13		28	15		19	6
練 馬	38	13			—		30	10		24	5
足 立	51	14			15		21	10		20	5
葛 飾	55	14			15		60	5		21	5
江 戸 川	63	14			13		28	9		20	5

資料：各区資料による。

注：1. 地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3の規定に基づき設置されたものである。

2. 委員数は現員数である。

3. 「建築審査会」の委員には、専門調査員は含まない。

執行機関

(昭和62.4.1現在)

青少年問題	協議会	生業資金貸付	審査会	特別職報酬等	審議会	興業場法・旅館業法及び公衆浴場法運営協議会	大気汚染障害者認定審査会	補償診療報酬公害健康被害等審査会	都市計画審議会	財産価格審議・評価審査会	
928	239	172	275	128	125	479	173	総			
40	10	10	15	6	7	16	—	千			
50	14	10	27	7	6	23	—	中			
30	16	—	13	6	7	19	8	港			
43	—	10	15	6	7	20	—	新			
43	11	10	15	4	6	16	10	文			
41	12	10	20	6	7	14	12	台			
43	13	—	28	5	5	21	—	墨			
50	14	—	15	5	7	20	—	江			
58	—	15	15	10	7	19	7	品			
32	13	—	14	4	5	34	—	目			
33	11	9	20	11	6	17	11	大			
34	—	10	—	—	—	20	7	世			
42	18	—	15	6	7	16	—	渋			
39	9	10	—	6	—	33	—	中			
29	—	10	—	6	—	18	10	杉			
38	—	10	—	6	6	20	12	豊			
53	11	—	33	5	7	20	15	北			
40	13	10	15	—	7	20	8	荒			
27	13	8	—	7	7	29	16	板			
—	13	10	—	6	—	25	13	練			
64	13	10	—	6	7	18	14	足			
45	17	10	15	5	7	20	8	葛			
54	18	10	—	5	7	21	22	江			

執行機関

(2) 附属機関及び委員数（その２）

区 分 区 名	そ の 他		そ の 他 の 附 属
	数	委員数	
千代田	3	29	文化財保護審議会(6) 住居表示審議会(20) 建築紛争調定委員会(3)
中央	1	10	スポーツ振興審議会(10)
港	3	24	文化財保護審議会(11) 社会教育委員(10) 建築紛争調定委員会(3)
新宿	4	40	住居表示審議会(15) 建築紛争調定委員会(6) 社会教育委員(10) 文化財保護審
文京	2	14	建築紛争調定委員会(3) 奨学生選考委員会(11)
台東	3	29	奨学資金貸付選考委員会(10) 社会教育委員(10) 電子計算組織管理運営審議会
墨田	5	36	建築紛争調定委員会(6) 学童災害共済審議会(9) 文化財保護審議会(7) 個人
江東	4	40	電子計算組織管理運営審議会(17) 建築紛争調停委員会(6) 奨学資金貸付審査
品川	10	103	電子計算組織運営審議会(15) 同和对策資金貸付審査会(10) 奨学資金運営委員
目黒	8	102	勤労者生活資金融資あつ旋審査会(10) 建築紛争調定委員会(4) 社会教育委
大田	13	178	文化財保護審議会(9) 建築紛争調停委員会(6) 公文書公開審議会(20) 公文書公開審査会(3) 個人情
世田谷	15	252	文化財保護審議会(9) 公文書公開審査会(5) 同和对策資金貸付審査会(9) 建築紛争調停委員会(4)
渋谷	6	66	かけ等整備資金あつ旋審査会(6) 文化財保護審議会(8) スポーツ振興審議
中野	5	59	環境公害問題対策会議(20)
杉並	6	93	電子計算組織運営管理審議会(18) 文化財保護審議会(12) 消費経済対策委員会
豊島	6	83	情報公開懇談会(21) 消防団運営委員会(11) 農業振興対策委員会(18) 社会教育
北	8	89	都市整備公社評議会(12) 土地開発公社評議会(10)
荒川	2	17	奨学資金運営委員会(12) 建築紛争調停委員会(6) 福祉環境整備助成審査会(8)
板橋	6	63	電算処理に係る個人情報保護審議会(24) 中野区・練馬区富士見台ケアセンタ
練馬	6	81	個人情報保護対策審議会(20) 建築紛争調停委員会(6) 図書館協議会(10) 公民
足立	9	115	個人情報保護審議会(17) 表彰審査会(15) 建築紛争調停委員会(6) 住居表示審
葛飾	5	46	中小企業従業員退職金等共済運営審議会(15) 奨学資金貸付審査会(11) 小売市
江戸川	7	104	情報公開制度運営審議会(14) 情報公開救済委員会(4)
			個人情報保護審議会(10) 文化財保護審議会(7)
			個人情報保護審議会(17) 表彰審査会(14) 土地区画整理審議会(9) 建築紛争調
			建築紛争調停委員会(5) 公文書公開審査会(5) 公文書公開運営審議会(11) 緑
			個人情報保護審議会(18) 建築紛争調停委員会(4) 公文書公開審査会(5) 郷土
			小中学校適正規模及び適正配置審議会(30) 育英資金貸付審議会(10)
			個人情報保護委員会(12) 建築紛争調停委員会(5) 学校保健委員会(20) 文化財
			建築紛争調停委員会(3) 奨学生選考委員会(20) 公害対策資金貸付審査委員会
			用途地域等検討委員会(24)

資料：各区資料による。

注：1. 地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3の規定に基づき設置されたものである。

2. 委員数は現員数である。

(昭和62.4.1現在)

機 関 の 内 訳 (順 不 同)	
議会(9) (9) 情報保護審議会(9) 公文書公開審議会(5) 会(12) 文化財保護審議会(5) 会(10) 中小企業事業資金融資あっ旋審査会(9) 交通安全対策会議 員(10) 文化財保護審議会(10) 情報公開審議会(一) 報保護制度審議会(25) 電子計算組織管理運営審議会(17) 社会教育委員(10) 奨学資金運営委員会(12) 小規模企業特別事業資金あっせん審査会(9) 奨学金貸付審議会(14) 産業振興資金貸付審査会(8) 会(8) 郷土博物館運営協議会(10) 交通安全対策会議(33) 産業会館運営委員会(44) (20) 建築紛争調停委員会(4) 中小商工業振興対策委員会(20) 美術振興財団評議会(25) 委員(10) 自転車等放置防止対策審議会(20) 自然環境保護審議会(26) 保健センター評議会(25) 文化財専門委員会(3) 個人情報の保護及び情報公開審議会(25) 児童福祉問題審議会(12) 一運営審議会(12) 建築紛争調停委員会(6) 社会教育委員(9) 文化財保護審議会(8) 館運営審議会(15) 文化財保護審議会(12) 環境保全対策推進委員会(30) 議会(25) 社会教育委員(10) 文化財保護審議会(10) 場運営協議会(11) 建築紛争調停委員会(3) 個人情報保護審議会(16) 緑化推進審議会(15) 整委員会(6) 美術館運営協議会(8) 文化財保護審議会(9) 化委員会(24) 住居表示審議会(15) 電算処理に係る個人情報保護審議会(21) 博物館運営協議会(6) 公文書公開運営審議会(20) 社会教育委員(10) 文化財保護審議会(12) 保護審議会(4) 個人情報保護審査会(5) (16) 医学生等修学資金貸付選考委員会(10) 葛西沖開発審議会(15) 文化財保護審議会(16)	千 中 港 文 台 墨 江 品 目 大 世 渋 中 杉 豊 北 荒 板 練 足 葛 江

3. 各附属機関の「区名」の名称は省略した。

4. 渋谷区の「児童福祉…」は、62年8月25日発足のものである。

執行機関

(3) 専門委員・指導員・相談員等

区 分 区 名	青少年 委員	社会教育 指導員	体育指 導員	郷土史等 調査員	教育相 談員	法律相 談員	結婚相 談員
総 数	1,068	232	1,095	99	265	585	71
千 代 田	21	8	30	—	17	12	—
中 央	21	8	35	3	4	—	40
港	27	7	30	3	13	55	2
新 宿	36	10	43	7	6	20	—
文 京	30	5	36	1	13	16	3
台 東	50	5	69	—	4	77	2
墨 田	35	3	35	8	8	1	1
江 東	50	11	51	—	12	12	—
品 川	40	9	50	—	7	16	—
目 黒	46	7	6	—	9	32	1
大 田	60	47	60	18	14	10	1
世 田 谷	64	16	70	20	9	23	2
渋谷	35	13	12	2	11	31	2
中 野	43	8	41	—	20	40	3
杉 並	49	10	58	2	16	26	—
豊 島	36	13	45	10	16	70	5
北	64	7	64	—	4	24	3
荒 川	42	6	45	3	4	30	—
板 橋	58	25	70	—	16	23	3
練 馬	69	10	76	4	15	54	2
足 立	80	2	60	12	25	—	—
葛 飾	55	—	45	1	7	—	—
江 戸 川	57	2	64	5	15	13	1

資料：各区資料による。

注：1. 例示以外については省略した。

2. 委員数は各委員として登録している数値である。

執行機関

(昭和 62.4.1 現在)

区 行 財 政 等	相 談 員	税 務 相 談 員	区 民 相 談 員	母 子 相 談 員	家 庭 相 談 員	ろ う あ 者 相 談 員	交 通 事 故 相 談 員	保 健 衛 生	協 力 委 員	
	53	274	57	34	45	25	134	3,611	総	
	2	4	3	1	1	—	2	132	千	
	—	24	2	1	1	—	—	152	中	
	—	—	—	1	1	—	55	196	港	
	—	—	4	2	2	—	14	—	新	
	—	10	6	1	1	1	2	178	文	
	—	3	4	1	1	1	4	207	台	
	—	—	1	1	1	—	2	181	墨	
	1	—	—	2	2	—	2	203	江	
	6	1	3	1	1	12	3	188	品	
	6	200	2	—	1	—	2	165	目	
	—	—	—	4	4	—	—	405	大	
	—	—	6	1	5	—	2	426	世	
	4	1	—	1	1	1	28	183	渋	
	6	12	2	1	2	1	3	—	中	
	—	—	3	3	3	3	1	293	杉	
	5	—	3	2	2	—	—	189	豊	
	6	3	—	2	2	—	1	249	北	
	3	—	4	1	1	2	1	—	荒	
	3	14	3	—	2	—	3	264	板	
	—	1	—	2	2	2	2	—	練	
	—	—	3	4	5	1	3	—	足	
	5	—	5	—	2	—	2	—	葛	
	6	1	3	2	2	1	2	—	江	